

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。控除の対象になるのは、令和5年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日)に納められた保険料の全額です。(令和5年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。)

社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」はe-Taxで利用できる電子版の交付も行っており、簡単に確定申告ができる電子版を推奨しています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。(希望の登録をすると郵送がされなくなります。)

	発送時期	送付方法	対象者
①	令和5年10月26日から 11月上旬にかけて順次	郵送	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和5年10月18日から 10月下旬にかけて順次	電子送付	①のうち「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方(※)
③	令和6年2月上旬	郵送	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)
④	令和6年1月下旬	電子送付	③のうち「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方(※)

※電子送付希望の登録を行った方に加えて、今年度はマイナポータルと「ねんきんネット」の連携手続きをしているすべての方に電子送付を行います。「ねんきんネット」で「電子送付を希望しない」を登録している方には電子の送付は行いません。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

問合せ先：ねんきん加入者ダイヤル

電話番号：0570-003-004(ナビダイヤル)



令和6年度保育施設申込が始まります。

★申込期間★

令和5年12月1日(金)～令和5年12月22日(金)

★受付時間★

8:30～12:00 / 13:00～17:15

★受付場所★

久米島町役場 福祉課窓口
(在園児は利用施設で提出可)



※必要書類がそろっていない場合や記入漏れがある場合は受付できません。

※受付期間終了後はいかなる場合であっても受付できません。

詳細については、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

問い合わせ：久米島町役場 福祉課 ☎098-985-7124

久米島町建設業協会による道路清掃ボランティア活動を行いました。

久米島マラソン大会に向けて、久米島町建設業協会による町道の除草作業が10月18日に行われました。

マラソンに参加してくださる選手のため、地域のために一生懸命に清掃作業を行いました。

